

『令和6年度税制改正(22) 納税環境整備で新たな事例対応』

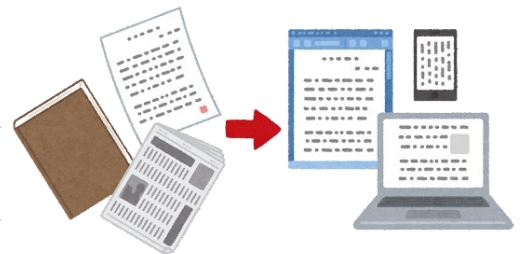
納税環境整備の面では、課税・徴収関係の適正化がいつそう図られる。納税者の公平感を損なうことがないよう、近年見られる新たな事例に対応していく。○過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課される重加算税の適用対象に、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合が追加される。地方の重加算金制度についても、同様の整備を行う。○偽りその他不正の行為により



国税を免れ、又は国税の還付を受けた株式会社、合資会社又は合同会社とその国税を納付していない場合において、徴収不足であると認められるときは、それらの会社等の役員、又は有限責任社員は、その免れた額もしくは還付を受けた額又は自身の会社の財産のうち、その役員等が移転を受けたもの及びその役員等が移転をしたものの価額のいずれか低い額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負うこととなる。地方団体の徴収金でも、同様の措置が図られる。○保全差押金額を限度とした差押え(保全差押え)、又はその額について提供されている担保に係る国税について、納付すべき額の確定がない場合におけるその保全差押え又は担保を解除しなければならない期限を、保全差押金額をその者に通知した日から1年(現行:6年)とする。

『5年前から約7割が進歩と回答 中小企業のデジタル化調査』

日本政策金融公庫はこのほど、「中小企業のデジタル化に関する調査」の結果を発表した。それによると5年前と比べてデジタル化が進んでいると回答した中小企業は約7割に達し、現在のデジタル化に向けた取り組みも約半数が積極的に取り組んでいると答えている。デジタルツールの導入状況は、「ホームページ、SNS」(88.5%)、「会計システム」(86.9%)、「Web会議システム」(68.3%)、以下「販売管理システム」、「勤怠・労務管理システム」となった。ただし、「ECサイト」「物流管理システム」「RPA(業務自動化)」「AI(人工知能)」については、導入しておらず導入予定もない割合が過半を占めた。具体的な成果に関しては、「業務の効率化」「業務の標準化」について、過半数が「期待通り」と答えたが、「人手不足の解消」については、46.9%が「期待した効果が上がっていない」と回答。課題として「導入コストの負担が大きい」56.2%、以下「費用対効果を図ることが難しい」「維持コストの負担が大きい」が挙げられている。デジタル人材については、「かなり少ない」(38.4%)、やや少ない(31%)となり、その確保に関しては「既存の従業員の教育」が最も多い(34.6%)回答となった。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com